

令和4年度 第5回

公益財団法人新宿未来創造財団理事会

議事録（議論内容）

令和5年3月10日

○酒井理事長 それでは、ただいまから令和4年度第5回公益財団法人新宿未来創造財団理事会を開催いたします。

議案第33号 令和4年度第3回評議員会の招集について

○酒井理事長 これより議事に入ります。

初めに、議案第33号、令和4年度第3回評議員会の招集についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第33号について、御意見、御質疑のある方はお願いをいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第33号、令和4年度第3回評議員会の招集についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第33号を原案のとおり決定いたします。

議案第34号 組織規程の改正について

○酒井理事長 次に、議案第34号、組織規程の改正についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第34号について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○五味田監事 施設管理課、これがスポーツ・マラソン部の下に入っていますけれども、その下にスポーツ推進第一課、第二課、何か施設管理課というのはちょっと違和感があるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○岡田事務局次長「管理担当」 今、御質問されたのは3ページのところです。新旧対照表のほうを見ていただいて、3条の2項のところですが、(3)のところにはスポーツ・マラソン部と、その下に施設管理課というふうにあるんですけれども、こちら施設管理は財団全体の施設管理ではなくて、基本の業務が新宿コズミックセンター等スポーツ施設の管理をする課として置かせていただいております。

詳しくは、ページをめくっていただいて8ページのほうを御覧ください。

8ページの施設管理課のほうに、まず(1)として財団が管理運営する施設の管理に係る全体調整、施設の保全、設備保守に関することということと、コズミックセンターをはじめ、他の課が所管しない施設等の管理運営に関すること。他の課のほうは、新宿歴史博物館であれば地域歴史課が、それから新宿文化センターであれば文化振興学習課のほうが所管することとなっておりますので、基本的にはそれ以外のスポーツ施設を施設管理課が所管するというので、スポーツという名前をつけなかったんですけれども、全体調整をするという意味も含めてこの名前にさせていただいたところです。

以上でございます。

○酒井理事長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第34号、組織規程の改正についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり決定をいたします。

議案第35号 リスク管理規程の改正について

○酒井理事長 次に、議案第35号、リスク管理規程の改正についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第35号について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第35号、リスク管理規程の改正についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第35号を原案のとおり決定をいたします。

議案第36号 経理規程の改正について

○酒井理事長 次に、議案第36号、経理規程の改正についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 第36号について、御意見、御質問がある方はお願いをいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第36号、経理規程の改正についてを原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第36号を原案のとおり決定をいたします。

議案第37号 経営計画について

○酒井理事長 次に、議案第37号、経営計画についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第37号について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○武井理事 9ページのところに、今後想定される社会環境の変化というところの1番、少子高齢化についてなんですけれども、高齢化が進むのは当然なんですけれども、その中でも特に後期高齢者の増加がこれから非常に懸念されているところだと思うんですね。後期高齢者の人たちがどんどん都市で増えていくときに、高齢者の人たちに対する、特に後期高齢者の人たちがやっぱり元気で日常生活を送れるようなこの財団の姿勢といたしますか、それもちよっと教えていただきたいと思いました。

○岡田事務局次長「管理担当」 御質問いただいた後期高齢者ということなんですけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、今後10年間においては、やはりいろんな方々、後期高齢者の方だけではなくて、外国籍の方も含めて、誰もが生涯学習の機会を享受できる機会を提供するというのを財団として取り組んでいきたいというふうにその経営計画には書かせていただいているのと、あともう一つ、その地域のつながり、やはり高齢者の方を含めてつながりがだんだん希薄化していくという部分もありますので、若い方も、外国籍の方も、高齢者の方も、地域のつながりができるような、そういう働きかけ、そういう仕組みづくりを我々財団としては行っていきたいというふうに思っていますし、そういった支援をしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

その中でコミュニティができていく中で、その事業を活性化したり、その地域を活性化していくということを、今後10年かけて地域が自立する、コミュニティが自立すると、そうい

う御支援をやっていくということを定めて推進してまいりたいと考えているところでございます。

○武井理事 後期高齢者につきましては、要介護になる人たちがこのコロナの影響で大きく増えてきているんですね。ちょっと待ったなしのような感じがしますし、デジタル化の推進とかいろいろ挙げていらっしゃるんですけども、そこから取り残されていくのもちょっと後期高齢者かなと思いますので、きめ細かい対応をしていただきたいなと思います。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○加賀美常務理事 今御指摘の後期高齢者の方への対応でございますけれども、75歳以上の方で、体が弱ってきて、引きこもりしちゃうような方も増えて、コロナの影響もあったと思うんですが、そういう方たちが参加しやすいようなプログラムをつくって、フレイル予防であるとか健康対策のもめて、区のほうと連携・協働しながら財団としても事業展開していきたいと考えておりますので、その方たちも参加できるような、そういうような仕組みをつくっていきたいと思っております。

○武井理事 ありがとうございます。

○酒井理事長 ほかによろしいでしょうか。

○宇佐美理事 今、武井さんの御質問に関連して、私はランニングを通して年を加えた人も頑張っている。そうしたら、この人はどうしてこの年までやれたのか、生理的に血液や筋肉やそうしたものを追いかけてみたく、研究をしていく準備をしているところなんですね。そうすると、被験者として協力をいただくことが必要になってくるかと思っておりますので、平均的な数字でいくんじゃないくて、私としてはランニングを通して、速く走れる人、走れない人はまず何が違うんだろうかというあたりを、血液の中の成分が例えばあれだこれだと分析できたときに、この量が多い人が傾向として速く走れているというあたりを見つける必要があるんじゃないかなと。

そして、じゃ、それを増やすには単にトレーニングだけじゃなくて、生活の仕方や食事の在り方まで、少々個人の中に入るぐらいのものをやりたいなと思っておりますので、そんな

ときにそうした方々の手を挙げていただく協力体制を申込みしてよろしいでしょうかというところなんですね、私としては。

新宿区のシティマラソンで区民の方が、高齢の方が出られていると。じゃ、その方をお願いして、そうしたことを協力してもらえ方を探しているところなものですから、まず基本的に区民に健康マラソンと呼んでいますので、その辺へのアプローチを委員長を通したり会長を通したりということやっていけたら、案外具体的な新宿区の特徴が出たりもしてくるんじゃないかなと今考えているところなんですね。長く走れるだけがいいわけじゃないけれども、そんなときに御協力いただけるかどうかというところ。

○加賀美常務理事 宇佐美理事のほうから御質疑ありましたように、確かにその個人差がいろいろあるかと思うんですね。それを探っていきたいというお話ですけれども、スポーツ生理学であるとかスポーツ医学であるとか、あるいはその方の生活習慣はどうなっているのか、多角的に検討していく必要があるかと思うんですけれども、理事の提案として受け止めさせていただきますが、区のほうとも、健康部のほうとも連携させて、あるいは福祉部とも連携させていただいて、どういう形でそのようなことが実現できるのか、検証できるのか、それは一つ課題として受け止めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○宇佐美理事 そうしたら、その資格を持っている、資格というか、血液を触れていい医療資格を持った人が血液は触らないと駄目なんで、そのスタッフもいますので、じゃ、こちらのシステムをお持ちした形で、そちらのほう、具体的な検討に入るといふあたり御協力いただけますでしょうかというところですね。

○加賀美常務理事 財団としてできる範囲で御協力させていただきたいと思っております。

○宇佐美理事 ありがとうございます。じゃ、その節はよろしくお願ひいたします。

○酒井理事長 ほかに御質疑、御意見ございますでしょうか。

○阿部理事 22ページの行動指針にちょっと関連していることでお尋ねしたいなと思うんです

が、この中身は、私たちは事業活動を通じて支え合いの輪を広げますというような表記がございますけれども、新宿区でスポーツ環境整備方針が2013年2月に策定をされてから10年経過しております。見直しをかけますよというお話も伺っておりますが、この整備方針の基本政策の一つとして、区民のスポーツ活動を支える推進体制の充実というものが掲げられております。それでこの施策を実行するに当たって、地域単位での連携が可能な組織づくりということが目標になっていたのじゃないかなというふうに私は思っております、その目標達成のためにスポーツ・文化事業を提供する団体として地域スポーツ文化協議会というものがございます。

その協議会のほうで内容的なお話をさせていただくと、目標とか理念とか非常に皆さんの理解はしていただいているんですが、実態としてその協議会の目標としておりますスポーツ振興という面で見ますと、地域のスポーツ団体と、あるいは町会、自治会、それから高齢者から、先ほど武井先生もおっしゃいましたけれども、後期高齢者、実は私も後期高齢者に入りましたので、高齢者クラブなどとの組織や団体との連携という面で考えますと、まだまだそこまでは至っていないではないかというふうに私は考えております。

それで、この行動指針の中に、アイディアリーダーであるとかプロフェッショナルとしての自覚と責任というようなものを持って行動しますよというふうに記載されておりますので、一朝一夕にはなかなか難しいということは重々承知しておりますので、1歩でも2歩でもやはり地域スポーツ文化協議会がこの行動指針のほうに沿うような形で組織充実が図れば結構なことじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岸田地域交流参事役 阿部理事おっしゃるとおり、私ども財団も区と連携をして、地域スポーツ文化協議会という制度を平成19年度から実施をしまひって、こちら令和4年度が終わりますと丸15年を迎えることとなります。その間、委託事業から助成金事業への切替へすとか、地域の自立と、あと地域地区担当を財団の中で設置をしまひて、それぞれ地域の声をよく聞くということでやってまひったつもりでございますけれども、昨今、阿部理事のおっしゃるとおり、当初はスクールコーディネーターの皆さんですとか、PTAの皆さんですとか、スポーツ推進委員の皆さん、当時は体育指導委員という形でございますけれども、こちらの方々が中心になって連携をして、その上で町会の方々ですとか育成会の方々も巻き込んで地域をつくっていかうというような形で始めたわけですが、これも大分長期にわたっております、もう一度地域の声をよく聞きながら、そういった支え合いの輪を拡大をしてい

って、新しい地域づくりに貢献をしまいらなければいけないというふうに考えております。

そのためには職員の自力といいますか、アイディアリーダーですとか、そういったことをうたっておりますけれども、地域の声をよく聞いて、それを新しい仕組みにつなげていく、そういう力が必要でございますので、私どもそういうボトムアップに向けて精進してまいりたいと考えております。御意見ありがとうございます。

○阿部理事 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○酒井理事長 ほかによろしいでしょうか。

○大柳副理事長 御説明いただいた15ページのところなんですけれども、ICT技術の活用等による変革の実現ということで、私もお話は少し伺ってはいるんですが、次の経営計画の中でこのICTというのはすごく重要だなと私も思っていて、このコロナ禍の中で随分ICT技術を活用した様々な取組が一気に進んでいったなと思っているんですが、今後財団の中でこういった技術を使って取り組もうとしていること、次の新しい手として取り組もうとしているようなことがあれば、皆さんに紹介していただけるとありがたいです。

○岡田事務局次長「管理担当」 御質問ありがとうございます。今お話いただいたとおり、コロナ禍において我々ICT関連のものについていろいろやってまいりました。もちろん、世間一般の上場企業さん等に比べればなかなかその先へ行くということはできなかったんですけれども、これまでやっていなかったユーチューブなんかもやり始めまして、かなりの多くの本数を公開しております。その中で、例えば今日は新宿歴史博物館のほうにお越しいただいておりますけれども、その歴史博物館に来ていただかなければ分からなかった昔の道具の使い方とか、そういったものをユーチューブにして配信させていただいたりとか、それまで、コロナ禍までは手をかけたことはなかったんですけれども、この令和4年度1年間だけでも90本の動画を上げさせていただいております。それは職員がそれぞれ皆がつくったものでございます。

それ以外にも、日本語教室における、オンラインでなかなか会ってできないところがありますので、オンラインで講座を開いたり、オンライン会議をやったりといったことをやってまいりました。

今後なんですけれども、もちろんこれまでの取組を踏まえつつですが、やはりその講座、今コロナが少し収束に向かいつつある中で、事業参加者数もコロナ禍よりもかなり多くなってきてございます。そうした中で、応募していただいても漏れる方って、その応募から漏れてしまう方もいらっしゃるんですね。そういう方たちに対して、そのような講座を動画で配信をする。幾らかちょっと参加料というか、視聴料は頂こうかと思っておりますけれども、そういった仕組みを導入すべく今年度末から動いておりますので、次年度以降は来ていただいて講座を受けていただく、来ていただけない場合にはオンラインで講座を見ていただくといったように、そういった工夫をこれまで培ってきた技術等も使いながら、いろんな方がいろんな場所で我々の講座を受けていただくと。先ほどもありましたけれども、健康に資するようなもの、それから文化振興に関するものも積極的に発信をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○酒井理事長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第37号、経営計画についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり決定いたします。

議案第38号 令和5年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込み含む）について

○酒井理事長 次に、議案第38号、令和5年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込み含む）についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 それでは、議案第38号について御意見、御質問があればお願いをいたします。

○白石理事 新宿文化センターの休館に関わることで2つ御質問いたします。

1つは、休館前イベントをするということですが、何を予定されているのかということをお伺いしたいです。

それから、休館している間も、委託についても自主についても、ほかのところの会場を使って、できることはするというお話をされたと思うんですけれども、どのような会場で、どのぐらいの規模を手がける予定があるのかという2点についてお伺いしたいです。

○八木原文化・学習参事役 御質問いただきました件でございますけれども、まず休館前イベントということでございますが、休館前につきましては、もう最後の日になるんですけれども、新宿区で私どもと一緒に活動させていただいている文化団体さん、例えば合唱連盟さんとか、あるいはお茶とかお花の団体さんだったりとか、いろいろな団体さんと今まで一緒に舞台とか生涯学習活動をしてまいりましたけれども、そういう方々に一堂に会していただきまして、1日でイベントをつくっていかうというような、手づくりな感じのイベントを予定しております。

実はその2日前ぐらいには、これは毎年やっているんですけれども、プロのオーケストラと区民合唱団、200名程度でやる、今度、次の年度は第九を予定しております。これが大きく打ち上げ花火的に終わるということで、割とそのところはイベントが続いているというような状況でございます。

それから、それが終わってからということでございますけれども、私ども未来創造財団は文化芸術のところのいわゆる団体として、指定管理がなくてもそういう活動を区内で続けていくということが使命としてございますので、例えば使わせていただく施設として今予定されておりますのが、矢来能楽堂さんで狂言のワークショップをやらせていただいたりとか、あるいは落語会につきましては、こちらの歴博の講堂を借りたりとか、あるいは、ちょっとまだ完全に交渉が成立しているわけではないんですけれども、駅近辺のホールをお借りして続けていくとか、そういうことを考えております。

また、こちらもそうなんですけれども、区内には3か所区民ホールがございまして、こち

らを利用させていただくという計画もございますし、また、生涯学習館のほうでも地域に根差した文化活動ということで、そちらを使わせていただくということも考えております。

令和5年度につきましてはそのようなことでございますけれども、また令和6年度につきましても新宿区内の施設、いろいろなところを使わせていただく予定を考えております。

以上です。

○白石理事 ありがとうございます。

ちょっと思ったんですけれども、2年間ほどの長期の休みになってしまうので、逆手に取ってというか、その間にできるだけ期待をあおるような方策があったほうがいいなと思っていて、例えばユーチューブみたいな形で、例えば今、新宿文化センター、こんなふうに改装していますよとか、それから、できればその間にやっている主催の事業なんかをユーチューブでばっと紹介していくというようなことで、その再び開館するときの期待感を高める方策を考えていただけたらなと思っております。ありがとうございます。

○八木原文化・学習参事役 もちろん準備をしております、そちらのところの、実はいろいろな団体さんにつながりができておりますので、そういう団体さんとコラボレーションをして発信量を高めていくということを考えております。

また、職員のほうもぬるくならないように、いろいろなところへ出て行って、アウトリーチということで力をつけていこうというふうに考えております。

○酒井理事長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第38号、令和5年度事業計画及び収支予算（資金調達及び設備投資の見込み含む）についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第38号を原案のとおり決定をいたしました。

議案第39号 「総合受付システム積立資産」の保有について

○酒井理事長 次に、議案第39号、「総合受付システム積立資産」の保有についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 第39号議案について、御意見、御質問がある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第39号、総合受付システム積立資産の保有についてを原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第39号を原案のとおり決定をいたします。

議案第40号 令和5年度資金運用の執行方針及び計画について

○酒井理事長 次に、議案第40号、令和5年度資金運用の執行方針及び計画についてを議題に供させていただきます。

それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第40号について、御意見、御質問がある方はお願いをいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第40号、令和5年度資金運用の執行方針及び計画についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり決定をいたします。

議案第41号 「役員賠償責任保険」の契約について

○酒井理事長 次に、「役員賠償責任保険」の契約についてを議題に供させていただきます。それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 議案第41号について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第41号、役員賠償責任の契約についてを原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第41号を原案のとおり決定をいたします。

議案第42号 業績係数の廃止について

○酒井理事長 次に、議案第42号、業績係数の廃止についてを議題に供させていただきます。それでは、事務局の説明を受けます。

(資料に基づく説明省略)

○酒井理事長 御意見、御質問があればお願いをいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 議案第42号、業績係数の廃止についてを原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○酒井理事長 異議なしと認め、議案第42号を原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日予定していた議事は終了となりますが、皆様、何か御意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○酒井理事長 以上で議事を終了いたします。

<以下、事務局からの報告事項は省略>

会計監査人からの報告

○酒井理事長 会計監査人からの報告があります。

会計監査人の太陽有限責任監査法人の方、お願いいたします。

○大木会計監査人 ありがとうございます。私は、太陽有限責任監査法人で経営管理本部長をしております大木と申します。

本日、貴重なお時間を頂戴いたしましたのは、お手元の資料にお配りさせていただいていますように、財団様の監査を私ども担当しておりましたけれども、その担当している監査チームの現場責任者をしていた主査の人間が、これはここにございますように公認会計士というふうな形で報告しておったんですけれども、これが事実と異なるということが判明いたし

ました。その御報告及びおわびにお時間を頂戴した次第でございます。

昨年の年末ぐらいに報道等でも出ていましたので御存じの方も当然いらっしゃると思うんですけども、御説明に入る前に1つだけ御理解を共通にさせていただきたいのが、この事実と異なる資格表記というふうに報道されている中で、これは2つございます。どういうことかという、1つは公認会計士試験を受かってない、最終試験を受かってないにもかかわらず公認会計士と名のるというケースが1つでございます。それからもう一つが、公認会計士になるとときには筆記試験と、そして終わって合格したら最後、登録手続というのがございます。そういう意味で、試験には合格したんですけども登録手続が終わってないと、これも公認会計士としては名のれないということになっておりまして、この2つが昨今、私どもの業界で問題視されて、改善を図っているところなんですけれども、今回財団様のほうに御報告させていただく私どもの担当の人間がどういう状態であったかと申しますと、公認会計士の試験には受かっておったんですけども、登録手続が個人的な事情で長期にわたって行われてなかったということで、おわびしなければいけないのは、いずれにしても公認会計士という名称を名のってはいけない状態でありながら、財団様の監査において公認会計士として報告をしていた、こういう事案でございます。

お手元の資料のところ、今の内容の説明があるんですけども、具体的にはというところで1表にまとめておきました。どれが財団様に報告した資料の中でそういう状態になっていたのかという、当人が2019年3月期から主査という役割をずっと今年度まで継続しているという中で、監査契約書、これは本社と財団様との契約と、それから貴所に計画を御説明、こういう監査計画をするという説明、それから最後に結果報告と、この3つが財団様に提出させていただいた資料で、それから私ども外部に、これは日本会計士協会に提出する監査実施報告書という資料がございます。こちらにも同じような報告をしなければいけないんですけども、そのときに事実と異なる資格を表記をしたものが丸印で示したり、バーのところについては、ここは公認会計士となる資格を有する者、試験に受かっただけでそういう名称になるんですけども、そういう形でここについては事実と異なっていないということで、各期においてこれだけの報告の誤りがあったということがこれは事実でございます。

このような状態に、表の下のところですけども、当該職員が修了試験に合格していたことから、公認会計士登録も完了しているものと思い込んで、上席の人間も確認を怠り、この結果を招いたということでございます。

これが事実でございます、次のページ、今回これだけの長期間にわたっての話がなぜ今

ここで発覚したのかと申し上げますと、それが2ページになっておりまして、昨年の7月、他の法人においてこういうような、今申し上げたような事態が生じているということが公表されました。それに伴って、私どもも調査を開始し始めたところ、日本公認会計士協会のほうから全事務所にわたって事実関係を調べなさいということも、その命令が下りまして、(1)からの調査を行ってまいりました。

この(1)からの調査というのは、上場会社に対しての記載誤りの調査ということで、21年4月から22年3月までの全上場会社について今のような状況になっていないのかを調査しなさいということでしたので、それについて調査をしてまいりました。具体的には私ども提供している、先ほど申し上げました監査契約書等々の資料を全てについて確認をして、進めてまいりました。そうしたところ、財団様の担当の人間も上場会社の業務を行っていたもので、この者がそういうような資格、事実と異なる表記をしていたという事実が判明し、当然その事実が上場会社で判明したとなれば、ほかの担当会社様についてもということ、財団様についてもその事実が明らかになったということでございます。

次の3ページ目のところ、そうなったときに私ども一番財団様に御迷惑をかけてはいけない話として、私どものやっていた業務が財団様の決算に対しての適正という報告、これについてどういう影響が及ぶのかということでございますけれども、こちらにつきましては、私どもと財団様の契約関係の中で、私どもの責任というところでございますけれども、これはお作りになりました計算書類について意見を表明するということが私どもの受嘱している業務でございます。

その中では、誰々に何々をしなさいというよりも、最終的には今隣におります杉江がこの財団様の業務執行社員で全責任を負うということですから、やった業務を全て確認をして、それで大丈夫ということで責任を負っているのです、その資格の事実が異なったことをもって、全てそのやった業務が効力がなくなるということではございませんので、影響はないというふうに考えております。

4ページからが今回この発生原因が何だったのかということについて取りまとめております。全体として5点ほど発生原因が整理をしておるんですけども、一番大きい話として、これは①のところなんですけれども、これは事実と異なる資格表記ということで、私ども、これは正直申し上げて少し認識がやっぱり法人全体として甘かったと。今回の件につきましても、合格はしているとなると社内においてももう公認会計士になったと、先ほど申し上げた、思い込んだという話なんですけれども、登録手続等々についての確認とか十分に行って

おらなかったということを考えますと、やはり法人内において試験に通ればよいというような文化が蔓延していたのではないかというふうに認識しております。

そういう状態を放置していたのは、やはり法人全体として、社員、職員に対してその名称を名のるといふことの重要性を認識させていないからこういうことが起きたというのが、一番大きな法人の取組不足ということで考えております。

②は、当然のことなんですけれども、一人一人、個人個人がその意識を持たなきゃいけないということについては、当然の原因分析と考えております。

それから、3番目のところは、これは財団様も含めてなんですけれども、そういった提出書類に資格を表記すると、その資格を表記するといふことの重さをやはり上席の者、今回でいえば業務執行社員がきちっと認識を持っていたのかと。だから、思い込みによって確認をして提出すると、こういう事態を招いたといふことで、資格の情報の重要性についての意識の欠如といふこと、ここは否めないといふふうに考えております。

それから、4番目のところ、提出書類に対する職員の資格情報の確認といふことで、これは手続としてこういう資格情報を外部、特に日本公認会計士協会などに提出する、外部に提出する資料については、どういう手続をするかといふことは、ある意味、真に実績に基づいて報告してくださいといふことで手続をきちっと固めてなかったといふことも、その要因の一つと思っております。

それから、5ページ目のところが最後、この修了考査合格後、先ほど申しあげましたように、登録手続といふことをしませんと最終、公認会計士にならないといふ中で、合格した段階で公認会計士になった者といふような何となく甘い雰囲気があつて、登録手続は当然、本人がせっかく合格したんだからするはずだといふ思い込みをして、十分な管理をしていなかったといふことも今回を招いた原因の一つといふふうに思っております。

そういったことで、6ページからその対応、再発防止といふことで、公認会計士の名称の重要性の周知といふことで、まずパートナー、これはパートナーといふのは私どもで各監査をするときに責任者を担当する者なんですけれども、このパートナーに注意喚起を図り、それから職員一人一人に周知徹底するためにシンネンのところで通達を出し、それから今回のことについて処分といふ形をして、職員に事の重大性・重さを明示するといふ意味で、就業規則に基づく処分、ここにありますように出勤停止といふ処分をし、④のところ、業務執行社員については総括代表社員による厳重注意と。

それから、5番目のマネジメント層への処分といふことで、法人にそういう空気があるこ

とを放置したという意味では、これは私、経営管理本部長がここは一番管轄の担当のところでございますけれども、こちらについては重い責任ということで、ここは責任というよりも、こういう事態を招いたということで、報酬の自主返納という形で処分を明らかにすることによって法人全体で事の重大性を受け止め、再発防止を図っていかうというふうに思っております。

それから、7ページ目のところは、先ほどの登録という手続に対しての甘さということがあったということの端的な例として、私ども資格を、合格すると手当というものが変わるんですけれども、これを登録手続が終わってない状態でも合格したという事実で上げてしまっていたということで、今回すぐにそれを登録手続までは受かっても上げないと。皆さんから聞いたら、えっということかもしれませんけれども、少し冒頭申し上げた私ども法人の公認会計士の資格というのは試験が終われば、よかったねということで、そういう空気があったのも事実なんで、改める形でこういう形の手当を改定するとともに、速やかに登録しない人間をきちっとチェックをして、登録をさせるという行為も、そういう管理も当然していくと。

それから、最後の(3)のところでは、情報を外に出すときの、改めてもう一度手続というものを固めるということで、今後二度とこういうようなことが起きないようにということで対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

本日、お忙しい中、お時間を取っていただき、このような説明を聞いていただかなければいけない事態を招いたことを深くおわびするとともに、二度とこういうことを起こさないように法人運営に努めてまいりますので、よろしく願いできればと思います。

本当に申し訳ございませんでした。

○酒井理事長 何かこのことについて御質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

○武井理事 私どももいろいろな資格を取ったりして、例えば学生だと教員の資格を取ったりということがあります。合格したら必ず何日以内に決められた日にちの間に登録をしなければそれは認められないことになっているんですが、公認会計士というのは何年でもそれはよろしいのでしょうか。

○大木会計監査人 これは、期間がいつまでにやらねばならないということは決まっておらず、登録手続というのを書類を出せばすぐというよりも、戸籍ですとか、いろんな情報

を持って、通常ですと2か月から3か月ぐらいかかるのが普通なんです。そういう意味で、ちょっと忙しいとずれていって、それを放置してというようなことがあって、少しずつずるずるになってきてしまうということもあって、ある種、個人に任せていてしまっていたというのが今の段階で、長期になった、受け付けてくれないということはないというのが今の現状でございます。

○武井理事 ちょっと資格としては甘いというか、私どもの、例えば教員にしても何にしてもそうなんですけれども、やはりいろんな書類をそろえて、それで登録をして、しかもその登録するまでの間はやはり相当の期間はかけて、それをもって、それから責任を持って仕事をするということだと思いますので、いろいろ対応されたんだと思いますけれども、ちょっと残念な感じがいたしました。

○大木会計監査人 本当にお恥ずかしい限りで、私どもも合格したらすぐ登録するものだというのはちょっと思っていて、若干そういう登録をしなかった人間が今もいたというのは事実なもので、とにかくここを速やかに、じゃないと仕事についても当然制限を受けますので、自分の成長にもマイナスになるということをもっともっと強く促していかなきゃいけない現場だと思っております。

○酒井理事長 ほかに御意見、御質問。

○五味田監事 監査法人というのは何人、こちらでは公認会計士というのは何人ぐらいいるんですか。

○大木会計監査人 人員といたしましては1,000名ぐらいの組織なんですけれども、公認会計士というところになりますと700ぐらいの組織になっています。

○五味田監事 そうですか。そのうち、それだった人は何人ぐらいいたんですか。

○大木会計監査人 登録してなかった人間は、今回問題になったのは1名です。

○五味田監事 1名だけだったんですか。

○大木会計監査人 登録してなかった人間はおるんですけども、その誤表記というか、そういう間違った状態になっているのはこの1名。

○五味田監事 私は税理士なんですけれども、やっぱり登録するときにはいろいろ研修受れたり、その入会金払ったり、それは非常にそれなりにハードルが高いと思いますよね。それを済まないで、だから公認会計士になるからには当然公認会計士の名刺を多分持ったと思うんですよね。だから、そういう登録しないで名刺持つこと自体が私たち税理士でしたらちょっと考えられないですし、それで会費もそちらで年にやっぱり数十万、年会費があると思うんですよね。それはそちらで負担してたんじゃないですかね。それを負担しないで公認会計士という、認めてたというか、そういうことになりますよね。

○大木会計監査人 そういう意味では、名のったという局面はこの書類のところで、名刺とかは、私ども公認会計士の名刺は発行しないと、これも確認してある。今回の調査にも、ちょっと細かいところは触れなかったんですけども、名刺とかを使ってそういう呼称を、間違った呼称を使っているケースがないのかというのを調査をやりまして、名刺がそういう発行状態にあったかどうかと確認しましたがけれども、この本人についてもそうですけれども、公認会計士という名刺は法人としては作成していないので、そういう配ってはいないです。

そういう意味じゃ、会費とかも、まだその手前の会費という、先生御存じのように公認会計士じゃない状態での取扱いに全てなっておりました。ですから、こういう報告書とかに誤った情報を出していたというのが事実でございます。

○五味田監事 分かって、1名ぐらい、1名だけでしたというか、そうですかという、はい。

○酒井理事長 ほかに御質問等ございますでしょうか。

それでは私から、この3の監査契約の有効性について影響はないと考えておりますというのは、太陽監査法人さんが考えているということで、客観的にこのことを証明する方法ってないんですか。

○大木会計監査人 客観的に……。

○酒井理事長 例えば、公認会計士協会に言うとか、我々だったら公益法人協会にこの書類を整えて、合っていたかどうかははっきりしてほしいとやるか。

○大木会計監査人 そういう意味では、この財団様だけではなくて、こういう事態になっているのはほかにもあったケースというのは他法人も含めてありますので、協会としては多分その事実は認識していると思っっているんですけども、例えば協会がそういった監査についても問題がないんだというようなことというのを声明というか、そういう形のものでも客観性があるというふうに思っただけですしょうかね。

○酒井理事長 つまり、要するに監査の主査の人間が公認会計士として名前を入れた契約書を結んだ上で、非資格者であった。それであるにもかかわらず、その監査の結果は有効であると。なぜなら代表社員が契約を実際見ているからだ。主査の人間は無資格でも何でも構わないんだ。そこを公認会計士と書いて、無資格の人間が書いても有効なんだという、そういう証明が出ますかということなんです。

○大木会計監査人 証明というよりも、理事長、例えば今回の件について、弁護士の見解書みたいな、そういうものではなく。

○酒井理事長 弁護士の見解書でもいいですし、例えばそれをつけて、今のは報告ですからね、ここで。太陽監査法人としての代表社員の判こをついたもので、これはこうこうだけれども、これについては有効性についてはこういう、要するにそれこそ資格を持っている弁護士会に登録した人の、それで入ってくるというようなことですよ。

○大木会計監査人 はい。

○酒井理事長 そういうのはぜひとも。どこでもそうだと思うんだけど、穏便に済ませたくても、後々何かなると困るのが実態かと思うんで、ちょっとそこら辺はまた実務的に御相談させていただければと思うんですよ。

○大木会計監査人 かしこまりました、はい。

○酒井理事長 公認会計士さんが税理士の仕事ができるけれども、税務申告のときに税理士登録してないのに出したらば、一度詐欺か何かでとっ捕まったことがありますからね。その資格の、能力があるないじゃなくて、名のこと自体が要するにアウトという話ですから、それが有効だというふうになのかなというのがちょっと気になるんですよね。有効と言ってもらわないと、うちとしては困るんだけどさ。

すみません、実務的に後でもうちょっと。

○大木会計監査人 はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○酒井理事長 ほかに何か御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

では、以上で本日の議題を全て終了させていただきます。

その他、何か皆様のほうで御意見ございますでしょうか。

なければ、事務局からその他連絡事項がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○酒井理事長 それでは、これもちまして令和4年度第5回公益財団法人新宿未来創造財団理事会を閉会といたします。ありがとうございました。